



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 16 日(火)  
第 8 6 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (855) (畜産課) . . . . . 2
	家畜伝染病の発生 (856) (〃) . . . . . 4
	土地区画整理法に基づく換地処分 (857) (技術企画課) . . . . . 4
	一般国道の区域の変更 (858) (道路企画課) . . . . . 4
	土砂災害警戒区域の指定 (4 件) (859~862) (治山砂防課) . . . . . 5
	土砂災害警戒区域の名称の変更 (863) (〃) . . . . . 7
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (3 件) (864~866) (〃) . . . . . 7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (867・868) (〃) . . . . . 10
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (869) (空港港湾課) . . . . . 13
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等の一部改正 (870) (物品契約課) . . . . . 13
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (871) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 14
	指定居宅サービス事業者の指定 (872) (東部福祉保健事務所) . . . . . 15
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (873) (〃) . . . . . 15
	指定一般相談支援事業者の指定 (874) (〃) . . . . . 15
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (30) (特別支援教育課) . . . . . 16
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第855号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31231010 017	トットリ デー 9362	豚 デュロック 種	平成21年 7月10日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 8125	トットリ デー 8249	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
31231010 019	トットリ デー 1137	〃	平成23年 3月1日	〃	トットリ デー 9292	トットリ デー 9104	〃	〃
31231010 021	トットリ デー 1351	〃	平成23年 8月5日	〃	トットリ デー 9147	トットリ デー 9267	〃	〃
31231020 001	トットリ デー 2082	〃	平成24年 2月11日	〃	トットリ デー 9028	トットリ デー 9413	〃	〃
31231020 002	トットリ デー 2115	〃	平成24年 2月25日	〃	トットリ デー 9147	トットリ デー 9035	〃	〃
31331010 009	トットリ デー 6 2323	〃	平成24年 8月26日	〃	トットリ デー 9354	トットリ デー 9083	〃	〃
31331010 010	トットリ デー 2 2352	〃	平成24年 10月10日	〃	トットリ デー 9439	トットリ デー 9037	〃	〃
31331010 012	トットリ デー 6 2379	〃	平成24年 11月17日	〃	トットリ デー 9341	トットリ デー 9267	〃	〃
31331020 002	トットリ デー 7 3007	〃	平成25年 1月5日	〃	トットリ デー 9060	トットリ デー 9422	〃	〃
31431030 001	トットリ デー 7 3135	〃	平成25年 5月15日	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 9023	〃	〃
31431030 002	トットリ デー 7 3136	〃	〃	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 9023	〃	〃
31431030 003	トットリ デー 8 3149	〃	平成25年 6月1日	〃	トットリ デー 9208	トットリ デー 9288	〃	〃

31431030 004	トットリ ビー 1 3034	豚 パークシ ヤー種	平成25年 6月17日	〃	トットリ ビー 1 2010	トットリ ビー 1 2071	〃	〃
31431030 005	トットリ ビー 1 3056	〃	平成25年 6月19日	〃	トットリ ビー 1 2091	トットリ ビー 1 2043	〃	〃
31431030 006	トットリ ビー 1 3062	〃	平成25年 6月21日	〃	トットリ ビー 1 2067	トットリ ビー 1 2118	〃	〃
31431030 007	トットリ ビー 1 3081	〃	平成25年 6月24日	〃	トットリ ビー 1 2003	トットリ ビー 1 2056	〃	〃
31431030 008	トットリ ビー 1 3109	〃	平成25年 6月27日	〃	トットリ ビー 1 2032	トットリ ビー 1 2026	〃	〃
31431030 009	トットリ ビー 1 3132	〃	平成25年 6月30日	〃	トットリ ビー 1 2038	トットリ ビー 1 2046	〃	〃
31231010 026	トットリ エル 10484	豚 ランドレー ス種	平成22年 8月16日	〃	861アレキサン ダー サリー ファンダ <sup>®</sup>	トットリ エフ 7348	〃	〃
31431030 010	785 トットリ 4 3800	〃	平成25年 11月3日	〃	785 エービー ファーリア ウイルマ	トットリ エル 1478	〃	〃
31431030 011	ウイルマ ファーリア 7 3805	〃	平成25年 11月4日	〃	ウイルマ ファーリア シー 626	ファーリア ルーク ア ジューデント 939	〃	〃
31231010 030	トットリ ダブル 1418	豚 大ヨーク シャー種	平成23年 8月7日	〃	トットリ ダブル 9064	アワフジ ヨーク 7414	〃	〃
31331010 017	484 トットリ 4 2601	〃	平成24年 8月23日	〃	484 スター フレッド チャンプ <sup>®</sup>	トットリ ダブル 10166	〃	〃
11346999 409	烈株2549	肉用牛 黒毛和種	平成25年 8月2日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津照重	ひさいん	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11346999 546	華聖2555	〃	平成25年 8月10日	〃	美津百合	やすみつ	〃	〃
11346999 638	稔延2562	〃	平成25年 8月16日	〃	福安照	さりな	〃	〃
11346999 683	風桑2564	〃	平成25年 8月18日	〃	安糸福	はやふくふみ	〃	〃

11346999 690	烈航2565	〃	〃	〃	美津照重	みつのりかぜ	〃	〃
11346999 737	沢秋2569	〃	平成25年 8月23日	〃	沢茂勝	ふじやすふく	〃	〃
11346999 782	烈藤2573	〃	平成25年 8月27日	〃	美津照重	しげふじこ1	〃	〃
11346999 799	久聖2574	〃	平成25年 8月28日	〃	安福久	やすみつ	〃	〃
11438100 119	烈唯2590	〃	平成25年 10月4日	〃	美津照重	あゆみ	〃	〃

**鳥取県告示第856号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡北栄町	平成26年12月4日

**鳥取県告示第857号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業について換地処分をしたので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第858号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年12月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	変更前	日野郡江府町大字佐川字柿木田906-2地先から同地先まで	33.5~35.5	31.0

変更後	日野郡江府町大字佐川字柿木田906-2地先から同字 908-3地先まで	14.0~30.0	31.0
-----	--	-----------	------

**鳥取県告示第859号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
富長地区（Ⅱ-3618）、下市3地区（Ⅱ-3647）、梶原4地区（Ⅱ-3648）、平田2地区（Ⅱ-3649）、妻木2地区（Ⅲ-4312）、束積4地区（Ⅲ-4315）、束積5地区（Ⅲ-4316）、羽田井7地区（Ⅲ-4317）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第860号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
伯耆町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
高塚川（Ⅰ-1-3-30-1）、後谷川（Ⅰ-1-3-39-50）、上楨原川（Ⅰ-2-27-30-6）、焼杉1（Ⅱ-1-3-39-45）、焼杉2（Ⅱ-1-3-39-46）、歓谷（Ⅱ-1-3-39-47）、ナカヤマ谷（Ⅱ-1-3-39-48）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
伯耆町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

伯耆ニュータウン地区（Ⅰ－1573）、長山2地区（Ⅰ－1580）、宇代地区（Ⅰ－人工68）、福岡24地区（Ⅱ－人工2053）、大殿3地区（Ⅲ－4302）、大原2地区（Ⅲ－4303）、口別所2地区（Ⅲ－4304）、清山2地区（Ⅲ－4305）、小野地区（Ⅲ－4306）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第861号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

井出口川（Ⅰ－1－3－36－56）、原川（Ⅰ－1－3－36－96）、銀山川（Ⅰ－1－3－36－101）、樋尻谷尻川（Ⅰ－1－3－36－138）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

市場地区（Ⅰ－1175）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第862号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
日野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
オオサコ谷川（Ⅱ－1－3－37－73）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第863号

平成20年鳥取県告示第144号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
伯耆町	土石流	畑谷川（Ⅰ－1－3－39－21）	長龍寺谷川（Ⅰ－1－3－39－21）
		長龍寺谷（Ⅰ－1－3－39－43）	福屋ノ奥谷川（Ⅰ－1－3－39－43）

### 鳥取県告示第864号

平成18年鳥取県告示第190号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

岩の口谷川（Ⅰ－1－3－39－8）、谷川川（Ⅰ－1－3－39－9）、うつし谷川（Ⅰ－1－3－39－10）、宮原川（Ⅰ－1－3－39－11）、宮原谷川（Ⅰ－1－3－39－12）、奥山川（Ⅰ－1－3－39－14）、谷坂川（Ⅰ－1－3－39－201）、臼ヶ土谷川（Ⅰ－1－3－39－202）、足谷川（Ⅱ－1－3－39－2）、日野手谷川（Ⅱ－1－3－39－4）、根雨原支川1（Ⅱ－1－3－39－5）、根雨原支川2（Ⅱ－1－3－39－6）、白水川右支溪1（Ⅱ－1－3－39－201）、白水川右支溪2（Ⅱ－1－3－39－202）、大坂地区（Ⅰ－1044）、大滝地区（Ⅰ－1045）、岩立地区（Ⅰ－1046）、添谷地区（Ⅰ－1047）、末鎌地区（Ⅰ－1048）、大倉地区（Ⅰ－1049）、貴住地区（Ⅰ－1050）、上野地区（Ⅰ－1051）、一ノ段地区（Ⅰ－1528）、長山地区（Ⅰ－1529）、

宮原地区（Ⅰ-1530）、大原地区（Ⅰ-1531）、根雨原地区（Ⅰ-1532）、白水地区（Ⅰ-1533）、大内地区（Ⅰ-1535）、貴住2地区（Ⅰ-人工60）、富江地区（Ⅰ-人工61）、栃原地区（Ⅰ-人工62）、岩立2地区（Ⅱ-3523）、宝殿地区（Ⅱ-3524）、谷川地区（Ⅱ-3525）、宮原2地区（Ⅱ-3528）、富江2地区（Ⅱ-3530）、大坂2地区（Ⅱ-3531）、根雨原2地区（Ⅱ-3548）、大内2地区（Ⅱ-3573）、白水2地区（Ⅱ-3574）、白水3地区（Ⅱ-3577）、大滝2地区（Ⅱ-人工2048）、根雨原3地区（Ⅱ-人工2049）

2 変更した年月日 平成26年12月16日

### 鳥取県告示第865号

平成20年鳥取県告示第143号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

大山寺谷川（Ⅰ-2-27-33-1）、大山谷川（Ⅰ-2-27-33-2）、水穴川（Ⅰ-2-25-33-3）、岡ノ谷川（Ⅰ-2-25-33-5）、富岡谷（Ⅰ-2-32-33-7）、種原二（Ⅰ-2-25-33-8）、種原一（Ⅰ-2-25-33-9）、釜戸二（Ⅰ-2-25-33-10）、大谷川（Ⅰ-2-30-34-1）、三坂（Ⅱ-2-25-33-1）、川手川（Ⅱ-2-25-34-1）、別所地区（Ⅰ-954）、香取地区（Ⅰ-955）、中門院谷地区（Ⅰ-956）、立の坂下地区（Ⅰ-957）、滝坂の下地区（Ⅰ-958）、釜戸下地区（Ⅰ-959）、豊成地区（Ⅰ-960）、豊成2地区（Ⅰ-961）、倉谷地区（Ⅰ-962）、小竹東地区（Ⅰ-963）、小竹西地区（Ⅰ-964）、下坪地区（Ⅰ-965）、御来屋東地区（Ⅰ-966）、下坪田地区（Ⅰ-969）、門前地区（Ⅰ-970）、梶原地区（Ⅰ-971）、東谷地区（Ⅰ-972）、梶原2地区（Ⅰ-973）、旧奈和2地区（Ⅰ-974）、旧奈和地区（Ⅰ-975）、押平地区（Ⅰ-977）、福田地区（Ⅰ-978）、八重下地区（Ⅰ-979）、八重上地区（Ⅰ-980）、束積地区（Ⅰ-981）、高橋地区（Ⅰ-983）、殿河内地区（Ⅰ-984）、庄田地区（Ⅰ-985）、松河原地区（Ⅰ-986）、旧奈和3地区（Ⅰ-1172）、妻木地区（Ⅰ-1460）、一ノ谷地区（Ⅰ-1461）、種原地区（Ⅰ-1462）、大山地区（Ⅰ-1463）、大雀地区（Ⅰ-1464）、羽田井地区（Ⅰ-1465）、樋谷地区（Ⅰ-1466）、高橋地区（Ⅰ-1467）、関見地区（Ⅰ-1469）、下市地区（Ⅰ-1470）、西坪地区（Ⅰ-人工41）、羽田井地区（Ⅰ-人工42）、下市地区（Ⅰ-人工43）、平田地区（Ⅱ-3026）、長田地区（Ⅱ-3027）、長田2地区（Ⅱ-3028）、佐摩地区（Ⅱ-3029）、原地区（Ⅱ-3030）、原2地区（Ⅱ-3031）、宮内地区（Ⅱ-3032）、一ノ谷2地区（Ⅱ-3033）、一ノ谷3地区（Ⅱ-3034）、大谷地区（Ⅱ-3035）、大山2地区（Ⅱ-3037）、大山3地区（Ⅱ-3038）、御来屋地区（Ⅱ-3039）、坪田一区地区（Ⅱ-3040）、坪田二区2地区（Ⅱ-3041）、豊成3地区（Ⅱ-3042）、豊成4地区（Ⅱ-3043）、豊成5地区（Ⅱ-3044）、梶原3地区（Ⅱ-3045）、豊成6地区（Ⅱ-3046）、文殊領地区（Ⅱ-3048）、旧奈和4地区（Ⅱ-3049）、加茂3地区（Ⅱ-3051）、神田地区（Ⅱ-3052）、加茂4地区（Ⅱ-3053）、加茂5地区（Ⅱ-3054）、高田地区（Ⅱ-3055）、羽田井2地区（Ⅱ-3056）、退休寺2地区（Ⅱ-3057）、下市2地区（Ⅱ-3058）、束積2地区（Ⅱ-3060）、束積3地区（Ⅱ-3061）、退休寺3地区（Ⅱ-3062）、林ノ峰4地区（Ⅱ-3069）、二本松9地区（Ⅱ-3073）、樋谷2地区（Ⅱ-3074）、羽田井3地区（Ⅱ-3075）、羽田井4地区（Ⅱ-3076）、羽田井6地区（Ⅱ-3078）、二本松4地区（Ⅱ-3079）、二本松5地区（Ⅱ-3080）、二本松7地区（Ⅱ-3082）、下甲地区（Ⅱ-3084）

2 変更した年月日 平成26年12月16日



**鳥取県告示第866号**

平成20年鳥取県告示第144号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**1 図面を変更した土砂災害警戒区域**

宮の谷川（Ⅰ-1-3-30-2）、上細見川（Ⅰ-1-3-30-3）、宇代大谷川（Ⅰ-1-3-39-15）、谷山川（Ⅰ-1-3-39-16）、勘部川（Ⅰ-1-3-39-20）、長龍寺谷川（Ⅰ-1-3-39-21）、懸橋川（Ⅰ-1-3-39-22）、江戸谷川（Ⅰ-1-3-39-23）、武王谷川（Ⅰ-1-3-39-24）、入道谷川（Ⅰ-1-3-39-25）、藤屋川（Ⅰ-1-3-39-26）、二部大谷川（Ⅰ-1-3-39-27）、間地川（Ⅰ-1-3-39-29）、須鎌川（Ⅰ-1-3-39-30）、杳田川（Ⅰ-1-3-39-32）、谷中川（Ⅰ-1-3-39-33）、池田川（Ⅰ-1-3-39-34）、下代小谷川（Ⅰ-1-3-39-35）、下代川（Ⅰ-1-3-39-37）、上谷川（Ⅰ-1-3-39-38）、田の奥谷川（Ⅰ-1-3-39-39）、間賀川（Ⅰ-1-3-39-40）、上代大谷川（Ⅰ-1-3-39-41）、福屋ノ奥谷川（Ⅰ-1-3-39-43）、二部支川1（Ⅰ-1-3-39-44）、須鎌川右支川1（Ⅰ-1-3-39-45）、森脇川（Ⅰ-1-3-39-46）、前田川（Ⅰ-1-3-39-47）、三部支川（Ⅰ-1-3-39-48）、藤屋川左支川3（Ⅰ-1-3-39-49）、宇代支川（Ⅱ-1-3-39-7）、父原支川（Ⅱ-1-3-39-8）、二部支川2（Ⅱ-1-3-39-9）、二部支川3（Ⅱ-1-3-39-11）、二部支川4（Ⅱ-1-3-39-12）、間地川右支川1（Ⅱ-1-3-39-14）、間地川右支川2（Ⅱ-1-3-39-15）、須鎌川左支川（Ⅱ-1-3-39-17）、須鎌川右支川2（Ⅱ-1-3-39-18）、藤屋川左支川2（Ⅱ-1-3-39-21）、東畑地支川（Ⅱ-1-3-39-24）、谷中川右支川（Ⅱ-1-3-39-25）、福岡郷原支川1（Ⅱ-1-3-39-26）、福岡郷原支川2（Ⅱ-1-3-39-27）、福岡郷原支川3（Ⅱ-1-3-39-28）、福岡支川1（Ⅱ-1-3-39-29）、福岡支川2（Ⅱ-1-3-39-30）、長井谷川（Ⅱ-1-3-39-31）、福岡支川3（Ⅱ-1-3-39-32）、福岡支川4（Ⅱ-1-3-39-33）、福岡支川5（Ⅱ-1-3-39-34）、上代支川1（Ⅱ-1-3-39-35）、上代支川2（Ⅱ-1-3-39-36）、上代支川3（Ⅱ-1-3-39-37）、上代支川4（Ⅱ-1-3-39-38）、福岡支川6（Ⅱ-1-3-39-39）、上代支川5（Ⅱ-1-3-39-40）、上代支川6（Ⅱ-1-3-39-41）、宇谷川（Ⅱ-1-3-39-43）、半川地区（Ⅰ-937）、大原地区（Ⅰ-938）、真野地区（Ⅰ-939）、口別所地区（Ⅰ-940）、小町北地区（Ⅰ-941）、小町南地区（Ⅰ-942）、上細見南地区（Ⅰ-943）、上細見地区（Ⅰ-944）、坂長上地区（Ⅰ-945）、坂長下地区（Ⅰ-946）、大寺地区（Ⅰ-947）、福岡地区（Ⅰ-1037）、福居地区（Ⅰ-1038）、二部地区（Ⅰ-1039）、福島地区（Ⅰ-1040）、船越地区（Ⅰ-1041）、三部地区（Ⅰ-1042）、古市地区（Ⅰ-1043）、清山地区（Ⅰ-1170）、上の名地区（Ⅰ-1190）、二部2地区（Ⅰ-1191）、三部地区（Ⅰ-1192）、田園町地区（Ⅰ-1453）、福岡2地区（Ⅰ-1526）、福岡3地区（Ⅰ-1527）、荘地区（Ⅰ-1534）、福吉地区（Ⅰ-1536）、福岡4地区（Ⅰ-1537）、福岡5地区（Ⅰ-1538）、金廻地区（Ⅰ-人工50）、久古地区（Ⅰ-人工51）、大殿地区（Ⅱ-3015）、丸山地区（Ⅱ-3016）、丸山2地区（Ⅱ-3017）、宇代2地区（Ⅱ-3526）、宇代3地区（Ⅱ-3527）、古市2地区（Ⅱ-3529）、福居2地区（Ⅱ-3532）、福居3地区（Ⅱ-3533）、福居4地区（Ⅱ-3534）、福居5地区（Ⅱ-3535）、福居6地区（Ⅱ-3536）、福居7地区（Ⅱ-3537）、福居8地区（Ⅱ-3538）、三部2地区（Ⅱ-3539）、船越地区（Ⅱ-3540）、船越2地区（Ⅱ-3541）、船越3地区（Ⅱ-3542）、福島2地区（Ⅱ-3543）、父原地区（Ⅱ-3544）、父原2地区（Ⅱ-3545）、父原3地区（Ⅱ-3546）、荘2地区（Ⅱ-3547）、焼杉地区（Ⅱ-3549）、焼杉2地区（Ⅱ-3550）、焼杉3地区（Ⅱ-3551）、福岡6地区（Ⅱ-3552）、福岡7地区（Ⅱ-3553）、福岡8地区（Ⅱ-3554）、福岡9地区（Ⅱ-3555）、福岡10地区（Ⅱ-3556）、福岡11地区（Ⅱ-3557）、福岡12地区（Ⅱ-3558）、福岡13地区（Ⅱ-3559）、福岡

14地区（Ⅱ－3560）、福岡15地区（Ⅱ－3561）、福岡16地区（Ⅱ－3562）、福岡17地区（Ⅱ－3563）、福岡18地区（Ⅱ－3564）、福岡19地区（Ⅱ－3565）、畑池地区（Ⅱ－3567）、畑池2地区（Ⅱ－3568）、畑池3地区（Ⅱ－3569）、畑池4地区（Ⅱ－3570）、二部3地区（Ⅱ－3571）、二部4地区（Ⅱ－3572）、三部3地区（Ⅱ－3575）、宇代4地区（Ⅱ－3576）、福岡22地区（Ⅱ－人工2050）、福岡23地区（Ⅱ－人工2051）、福岡24地区（Ⅱ－人工2052）

2 変更した年月日 平成26年12月16日

### 鳥取県告示第867号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
大山町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
大山寺谷川（Ⅰ－2－27－33－1）、大山谷川（Ⅰ－2－27－33－2）、水穴川（Ⅰ－2－25－33－3）、岡ノ谷川（Ⅰ－2－25－33－5）、富岡谷（Ⅰ－2－32－33－7）、種原二（Ⅰ－2－25－33－8）、種原一（Ⅰ－2－25－33－9）、飯戸二（Ⅰ－2－25－33－10）、大谷川（Ⅰ－2－30－34－1）、三坂（Ⅱ－2－25－33－1）、川手川（Ⅱ－2－25－34－1）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
大山町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
別所地区（Ⅰ－954）、香取地区（Ⅰ－955）、中門院谷地区（Ⅰ－956）、立の坂下地区（Ⅰ－957）、滝坂の下地区（Ⅰ－958）、飯戸下地区（Ⅰ－959）、豊成地区（Ⅰ－960）、豊成2地区（Ⅰ－961）、小竹東地区（Ⅰ－963）、小竹西地区（Ⅰ－964）、下坪地区（Ⅰ－965）、御来屋東地区（Ⅰ－966）、下坪田地区（Ⅰ－969）、梶原地区（Ⅰ－971）、東谷地区（Ⅰ－972）、梶原2地区（Ⅰ－973）、旧奈和2地区（Ⅰ－974）、旧奈和地区（Ⅰ－975）、八重下地区（Ⅰ－979）、束積地区（Ⅰ－981）、高橋地区（Ⅰ－983）、殿河内地区（Ⅰ－984）、庄田地区（Ⅰ－985）、松河原地区（Ⅰ－986）、旧奈和3地区（Ⅰ－1172）、妻木地区（Ⅰ－1460）、一ノ谷地区（Ⅰ－1461）、種原地区（Ⅰ－1462）、大山地区（Ⅰ－1463）、大雀地区（Ⅰ－1464）、羽田井地区（Ⅰ－1465）、樋谷地区（Ⅰ－1466）、高橋地区（Ⅰ－1467）、関見地区（Ⅰ－1469）、下市地区（Ⅰ－1470）、西坪地区（Ⅰ－人工41）、羽田井地区（Ⅰ－人工42）、下市地区（Ⅰ－人工43）、平田地区（Ⅱ－3026）、長田地区（Ⅱ－3027）、長田2地区（Ⅱ－3028）、佐摩地区（Ⅱ－3029）、原地区（Ⅱ－3030）、原2地区（Ⅱ－3031）、宮内地区（Ⅱ－3032）、一ノ谷2地区（Ⅱ－3033）、一ノ谷3地区

(Ⅱ-3034)、大谷地区(Ⅱ-3035)、大山2地区(Ⅱ-3037)、大山3地区(Ⅱ-3038)、御来屋地区(Ⅱ-3039)、坪田一区地区(Ⅱ-3040)、坪田二区2地区(Ⅱ-3041)、豊成3地区(Ⅱ-3042)、豊成4地区(Ⅱ-3043)、豊成5地区(Ⅱ-3044)、加茂地区(Ⅱ-3045)、豊成6地区(Ⅱ-3046)、文殊領地区(Ⅱ-3048)、旧奈和4地区(Ⅱ-3049)、加茂3地区(Ⅱ-3051)、神田地区(Ⅱ-3052)、加茂4地区(Ⅱ-3053)、高田地区(Ⅱ-3055)、羽田井2地区(Ⅱ-3056)、退休寺2地区(Ⅱ-3057)、下市2地区(Ⅱ-3058)、束積2地区(Ⅱ-3060)、束積3地区(Ⅱ-3061)、退休寺3地区(Ⅱ-3062)、林ノ峰4地区(Ⅱ-3069)、二本松9地区(Ⅱ-3073)、樋谷2地区(Ⅱ-3074)、羽田井3地区(Ⅱ-3075)、羽田井4地区(Ⅱ-3076)、羽田井6地区(Ⅱ-3078)、二本松4地区(Ⅱ-3079)、二本松5地区(Ⅱ-3080)、二本松7地区(Ⅱ-3082)、下甲地区(Ⅱ-3084)、富長地区(Ⅱ-3618)、下市3地区(Ⅱ-3647)、梶原4地区(Ⅱ-3648)、平田2地区(Ⅱ-3649)、妻木2地区(Ⅲ-4312)、束積4地区(Ⅲ-4315)、束積5地区(Ⅲ-4316)、羽田井7地区(Ⅲ-4317)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第868号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

上細見川(Ⅰ-1-3-30-3)、岩の口谷川(Ⅰ-1-3-39-8)、谷川川(Ⅰ-1-3-39-9)、うつし谷川(Ⅰ-1-3-39-10)、宮原川(Ⅰ-1-3-39-11)、宮原谷川(Ⅰ-1-3-39-12)、奥山川(Ⅰ-1-3-39-14)、宇代大谷川(Ⅰ-1-3-39-15)、谷山川(Ⅰ-1-3-39-16)、勘部川(Ⅰ-1-3-39-20)、長龍寺谷川(Ⅰ-1-3-39-21)、懸橋川(Ⅰ-1-3-39-22)、江戸谷川(Ⅰ-1-3-39-23)、武王谷川(Ⅰ-1-3-39-24)、入道谷川(Ⅰ-1-3-39-25)、藤屋川(Ⅰ-1-3-39-26)、二部大谷川(Ⅰ-1-3-39-27)、間地川(Ⅰ-1-3-39-29)、須鎌川(Ⅰ-1-3-39-30)、杵田川(Ⅰ-1-3-39-32)、谷中川(Ⅰ-1-3-39-33)、池田川(Ⅰ-1-3-39-34)、間賀川(Ⅰ-1-3-39-40)、上代大谷川(Ⅰ-1-3-39-41)、二部支川一(Ⅰ-1-3-39-44)、須鎌川右支川1(Ⅰ-1-3-39-45)、森脇川(Ⅰ-1-3-39-46)、三部支川(Ⅰ-1-3-39-48)、後谷川(Ⅰ-1-3-39-50)、臼ヶ土谷川(Ⅰ-1-3-39-202)、上模原川(Ⅰ-2-27-30-6)、足谷川(Ⅱ-1-3-39-2)、日野手谷川(Ⅱ-1-3-39-4)、根雨原支川1(Ⅱ-1-3-39-5)、根雨原支川2(Ⅱ-1-3-39-6)、宇代支川(Ⅱ-1-3-39-7)、父原支川(Ⅱ-1-3-39-8)、二部支川2(Ⅱ-1-3-39-9)、二部支川3(Ⅱ-1-3-39-11)、二部支川4(Ⅱ-1-3-39-12)、間地川右支川1(Ⅱ-1-3-39-14)、間地川右支川2(Ⅱ-1-

3-39-15)、須鎌川右支川2(Ⅱ-1-3-39-18)、藤屋川左支川2(Ⅱ-1-3-39-21)、東畑地支川(Ⅱ-1-3-39-24)、谷中川右支川(Ⅱ-1-3-39-25)、福岡郷原支川3(Ⅱ-1-3-39-28)、福岡支川2(Ⅱ-1-3-39-30)、長井谷川(Ⅱ-1-3-39-31)、福岡支川4(Ⅱ-1-3-39-33)、福岡支川5(Ⅱ-1-3-39-34)、上代支川1(Ⅱ-1-3-39-35)、上代支川2(Ⅱ-1-3-39-36)、上代支川3(Ⅱ-1-3-39-37)、上代支川4(Ⅱ-1-3-39-38)、福岡支川6(Ⅱ-1-3-39-39)、上代支川5(Ⅱ-1-3-39-40)、上代支川6(Ⅱ-1-3-39-41)、焼杉1(Ⅱ-1-3-39-45)、歓谷(Ⅱ-1-3-39-47)、ナカヤマ谷(Ⅱ-1-3-39-48)、白水川右支溪1(Ⅱ-1-3-39-201)、白水川右支溪2(Ⅱ-1-3-39-202)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

半川地区(I-937)、大原地区(I-938)、真野地区(I-939)、口別所地区(I-940)、小町北地区(I-941)、小町南地区(I-942)、上細見南地区(I-943)、上細見地区(I-944)、坂長上地区(I-945)、坂長下地区(I-946)、大寺地区(I-947)、福岡地区(I-1037)、福居地区(I-1038)、二部地区(I-1039)、福島地区(I-1040)、船越地区(I-1041)、三部地区(I-1042)、古市地区(I-1043)、大坂地区(I-1044)、大滝地区(I-1045)、岩立地区(I-1046)、添谷地区(I-1047)、末鎌地区(I-1048)、大倉地区(I-1049)、貴住地区(I-1050)、上野地区(I-1051)、清山地区(I-1170)、上の名地区(I-1190)、二部2地区(I-1191)、三部地区(I-1192)、田園町地区(I-1453)、福岡2地区(I-1526)、福岡3地区(I-1527)、一ノ段地区(I-1528)、長山地区(I-1529)、宮原地区(I-1530)、大原地区(I-1531)、根雨原地区(I-1532)、白水地区(I-1533)、荘地区(I-1534)、大内地区(I-1535)、福吉地区(I-1536)、福岡4地区(I-1537)、福岡5地区(I-1538)、伯耆ニュータウン地区(I-1573)、長山2地区(I-1580)、金廻地区(I-人工50)、久古地区(I-人工51)、貴住2地区(I-人工60)、富江地区(I-人工61)、栃原地区(I-人工62)、宇代地区(I-人工68)、大殿地区(Ⅱ-3015)、丸山地区(Ⅱ-3016)、丸山2地区(Ⅱ-3017)、岩立2地区(Ⅱ-3523)、宝殿地区(Ⅱ-3524)、谷川地区(Ⅱ-3525)、宇代2地区(Ⅱ-3526)、宇代3地区(Ⅱ-3527)、宮原2地区(Ⅱ-3528)、古市2地区(Ⅱ-3529)、富江2地区(Ⅱ-3530)、大坂2地区(Ⅱ-3531)、福居2地区(Ⅱ-3532)、福居3地区(Ⅱ-3533)、福居4地区(Ⅱ-3534)、福居5地区(Ⅱ-3535)、福居6地区(Ⅱ-3536)、福居7地区(Ⅱ-3537)、福居8地区(Ⅱ-3538)、三部2地区(Ⅱ-3539)、船越地区(Ⅱ-3540)、船越2地区(Ⅱ-3541)、船越3地区(Ⅱ-3542)、福島2地区(Ⅱ-3543)、父原地区(Ⅱ-3544)、父原2地区(Ⅱ-3545)、父原3地区(Ⅱ-3546)、荘2地区(Ⅱ-3547)、根雨原2地区(Ⅱ-3548)、焼杉地区(Ⅱ-3549)、焼杉2(Ⅱ-3550)、焼杉3地区(Ⅱ-3551)、福岡6地区(Ⅱ-3552)、福岡7地区(Ⅱ-3553)、福岡8地区(Ⅱ-3554)、福岡9地区(Ⅱ-3555)、福岡10地区(Ⅱ-3556)、福岡11地区(Ⅱ-3557)、福岡12地区(Ⅱ-3558)、福岡13地区(Ⅱ-3559)、福岡14地区(Ⅱ-3560)、福岡15地区(Ⅱ-3561)、福岡16地区(Ⅱ-3562)、福岡17地区(Ⅱ-3563)、福岡18地区(Ⅱ-3564)、福岡19地区(Ⅱ-3565)、畑池地区(Ⅱ-3567)、畑池2地区(Ⅱ-3568)、畑池3地区(Ⅱ-3569)、畑池4地区(Ⅱ-3570)、二部3地区(Ⅱ-3571)、二部4地区(Ⅱ-3572)、大内2地区(Ⅱ-3573)、白水2地区(Ⅱ-3574)、三部3地区(Ⅱ-3575)、宇代4地区(Ⅱ-3576)、白水3地区(Ⅱ-3577)、大滝2地区(Ⅱ-人工2048)、根雨原3地区(Ⅱ-人工2049)、福岡22地区(Ⅱ-

人工2050)、福岡23地区(Ⅱ-人工2051)、福岡24地区(Ⅱ-人工2052)、福岡24地区(Ⅱ-人工2053)、大殿3地区(Ⅲ-4302)、大原2地区(Ⅲ-4303)、口別所2地区(Ⅲ-4304)、清山2地区(Ⅲ-4305)、小野地区(Ⅲ-4306)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第869号**

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県鳥取港・隠岐間トライアル運航モニターツアー委託業務に係る審査会	鳥取港・隠岐間トライアル運航モニターツアー委託業務の受託業者の選定に関する事項	平成26年12月16日から 平成27年1月22日まで	空港港湾課

**鳥取県告示第870号**

平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)の一部を次のように改正する。

平成26年12月16日前に競争入札参加資格審査の申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1・2 略 3 申請の方法 (1) 書面による申請 ア 略 イ 申請書の提出方法 申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課(〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433)へ持参し、又は送付すること。(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭	1・2 略 3 申請の方法 (1) 書面による申請 ア 略 イ 申請書の提出方法 申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室(〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433)へ持参し、又は送付すること。(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝

和23年法律第178号)に規定する休日は受け付けない。)

(2)～(4) 略

4 略

5 競争入札に参加することができない者

(1) 次に掲げる者には、資格を付与しない。

ア 略

イ 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があった後3年を経過していないもの。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

(ウ) 略

(エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) (ア)から(カ)までに掲げる者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ～キ 略

(2) 資格審査申請時前2年以内に、参加を希望する業種区分における契約(県以外の者と締結したものを含む。)の実績がない者については、当該業種区分の資格を付与しない。ただし、申請日時点において、新たに事業を開始してから1年を経過しない者であって、参加を希望する業種区分が1の(1)の物品等である場合はこの限りでない。

(3) 略

6・7 略

日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は受け付けない。)

(2)～(4) 略

4 略

5 競争入札に参加することができない者

(1) 次に掲げる者には、資格を付与しない。

ア 略

イ 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があった後3年を経過していないもの。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

(ウ) 略

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

ウ～キ 略

(2) 資格審査申請時前2年以内に、参加を希望する業種区分における契約(県以外の者と締結したものを含む。)の実績がない者については、当該業種区分の資格を付与しない。

(3) 略

6・7 略

#### 鳥取県告示第871号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に

に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月16日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
一般社団法人 ぽかぽか	米子市上福原 七丁目6-2	ふわり	米子市上福原七丁 目6-2	短期入所	平成26年12月 31日

#### 鳥取県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサンデイサービス	八頭郡八頭町上野8	平成26年12月8日	通所介護

#### 鳥取県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサンデイサービス	鳥取市国府町新通り三丁目412	平成26年10月 14日	平成26年12月 6日	通所介護

#### 鳥取県告示第874号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	鳥取市薬師町 46-3	相談支援センター ゆくり	鳥取市相生町二丁目511	地域移行支援、地域定着支援	平成26年12月15日

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第30号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県特別支援学校技能検定審査委員会	鳥取県特別支援学校技能検定の認定に関する事項	平成26年12月16日から 平成27年3月31日まで	特別支援教育課

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成26年12月16日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日  
平成26年12月26日（金）午後1時
- 2 場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室
- 3 件名  
一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事（鳥取市高住字鷲谷奥863-1、863-3、864、牛輪谷900-1、900-2、901-4、901-5、902-1、902-2及び903）